

第69回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表……………	1
計算書類の個別注記表……………	22

株式会社 **クレディセゾン**

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、
当社ウェブサイト（<https://www.saisoncard.co.jp>）に掲載しているものです。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

当社グループは、当連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2017年4月1日であります。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	31社
主要な連結子会社の名称	(株)セゾンファンデックス

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	31社
持分法を適用した主要な関連会社の名称	(株)セゾン情報システムズ、出光クレジット(株)、ユーシーカード(株)、リソナカード(株)、静銀セゾンカード(株)、大和ハウスフィナンシャル(株)、高島屋クレジット(株)、(株)セブンCSカードサービス、(株)イープラス、H D S A I S O N F i n a n c e C o m p a n y L t d .

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく子会社の財務数値を用いております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 金融資産

① 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

(i) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

(ii) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

公正価値で測定する負債性金融資産については、以下の要件をともに満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

(i) 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。

(ii) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

なお、営業投資有価証券は、純投資目的の株式、投資信託、組合出資金等であり、投資有価証券は、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有している株式、投資信託、組合出資金等であります。

② 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、公正価値の変動額は、純損益として認識しております。

(iv) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。

なお、当該金融資産からの配当金については、その他の収益に純損益として認識しております。

③ 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

④ 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日時点で金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増加していない場合には、期末日後12ヶ月以内の生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。この場合、債務不履行となる確率、その後の回収率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等をもとに将来12ヶ月の予想信用損失を集合的に見積もって当該金融資産にかかる貸倒引当金の額を算定しております。

一方で、期末日時点で金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産の予想存続期間にわたるすべての生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。この場合、債務不履行となる確率、将来の回収可能価額、その他合理的に利用可能な将来予測情報等をもとにその金融資産の回収にかかる全期間の予想信用損失を見積もって当該金融資産にかかる貸倒引当金の額を算定しております。なお、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増加があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない金融資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループでは主として、債権について契約上の支払の期日経過が90日以上となる場合に債務不履行とみなしており、債務不履行と判断された債権を信用減損が発生したものとしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(b) 金融負債

① 当初認識及び測定

当社グループは、デリバティブと金融保証負債を除く金融負債について、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、すべて当該金融負債の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

当該償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

② 事後測定

デリバティブと金融保証負債を除く金融負債については、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用に当期の純損益として認識しております。

③ 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となったときに金融負債の認識を中止しております。

(c) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意思を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(d) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、金利リスクや為替リスクをそれぞれヘッジするために、金利スワップ等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後公正価値で再測定しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。

具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- (i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること。
- (ii) 信用リスクの影響が、当該経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと。
- (iii) ヘッジ関係のヘッジ比率が当社グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の量と当社グループがヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること。

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。ヘッジの非有効部分が生じる原因としては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る又は下回る場合があります。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的關係及びリスク管理戦略に照らして適切に設定しております。

ヘッジ関係についてヘッジの有効性の要求に合致しなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ関係の適用を中止しております。

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、次のように分類し、会計処理しております。

① 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において純損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において純損益として認識しております。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効部分は連結財政状態計算書においてその他の資本の構成要素として直接認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

(e) 金融保証負債

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者が当該保有者に対し補填することを要求する契約であります。

金融保証負債は当初契約時点において、公正価値で測定しております。当初認識後は、以下のいずれか高い方で測定しております。

(i) 上記「(a) 金融資産④金融資産の減損」に従って算定した貸倒引当金の額

(ii) 当初測定額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、「IFRS第15号」という。)の原則に従って認識した収益の累計額を控除した額

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定しております。

(3) 有形固定資産の評価基準、評価方法並びに減価償却の方法

(a) 認識及び測定

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出と解体、除去及び設置していた場合の原状回復費用等が含まれております。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法によって純損益として認識しております。土地及び建設仮勘定は償却しておりません。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物 28～47年
- ・その他 5～10年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、期末日ごとに見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) 投資不動産の減価償却方法

投資不動産は、賃料収入、キャピタル・ゲイン、又はその両方を得ることを目的として保有する不動産(建設中の不動産を含む)であります。投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準じる額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、土地以外の各資産の見積耐用年数にわたり、主として定額法によって純損益として認識しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・投資不動産 27～50年

処分時点、又は、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待出来なくなった時点で、投資不動産の認識を中止いたします。正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される投資不動産の認識の中止により生じる利得又は損失は、認識を中止する時点で純損益として認識いたします。

(5) 無形資産（のれんを除く）の評価基準、評価方法並びに償却の方法

個別に取得した無形資産は、原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。なお、資産に計上すべき借入コストが含まれております。

のれん及びソフトウェア仮勘定を除く無形資産の償却は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法によって純損益として認識しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5～15年
- ・その他 10～20年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、期末日ごとに見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(6) リース資産の評価基準、評価方法並びに減価償却の方法

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外のリース取引は、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

(7) のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に分配されたのれんの帳簿価額を減額するように分配し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日ごとに損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(9) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが出来る場合に認識しております。貨幣の時間価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益として認識しております。

(a) ポイント引当金

当社グループは、クレジットカードの主な特典として、カードショッピングの利用額に応じて、幅広いアイテムに交換可能なポイントプログラムを提供しております。会員へ付与されたポイントに有効期限はありません。

また、当社グループでは、将来のポイント交換により発生すると予想される費用を、期末のポイント残高を基礎に将来交換が見込まれるポイント残高を見積り、それにポイント単価を乗じて、ポイント引当金として負債に計上しております。なお、当該ポイントの会員による使用には不確実性があります。

(b) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。なお、今後の法的規制の動向等によって当該返還請求が予想外に増加及び減少した場合、現実の返還額と当初の見積りとの乖離が生じ、その結果、利息返還損失引当金が過大若しくは過小となる可能性があります。

(c) その他の引当金

その他の引当金には、資産除去債務、商品券回収損失引当金、瑕疵保証損失引当金等が含まれております。

これらは、個別にみて重要なものではありません。

(10) 従業員給付

(a) 確定拠出型年金制度

当社グループは、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度となっております。確定拠出型年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しております。

(b) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(11) 収益の計上基準

当社グループは、カードビジネスを中核にネットビジネスやリース事業、ファイナンス事業など複数のビジネスを行っております。これらのビジネスから生じる収益は顧客との契約に基づき計上しており、変動対価等を含む収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(a) クレジットサービス事業

クレジットサービス事業は、カードショッピング、カードキャッシング、証書ローン、プロセッシング・他社カード代行、業務代行などのサービスを提供しており、顧客との契約により認識している収益は、主に次のとおりであります。

① 加盟店手数料

クレジットカード利用時に役務の提供が完了し、履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

② 年会費

会費の期間に応じて履行義務が発生するため、期間に応じて収益を認識しております。

③ プロセッシング・他社カード代行及び業務代行

プロセッシング・他社カード代行は、当社がプロセッシング業務や当社ATM機の利用について提携している業務であり、提携会社より手数料を得ております。また、業務代行は、子会社が受託しているカードプロセッシングや債権回収事業であり、こちらも提携会社より手数料を得ております。これらの手数料については、契約ごとに役務の提供が完了した際に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

(b) 不動産関連事業

不動産物件の引渡時に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

(c) エンタテインメント事業

主としてアミューズメント事業を営む店舗における役務を提供した際に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」（以下、「IFRS第9号」という。）に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益の区分は次のとおりであります。

(a) 役務の提供による収益

役務の提供による収益は、主に加盟店手数料の一部や年会費並びにプロセッシング・他社カード代行及び業務代行収益などが含まれております。

(b) 物品の販売による収益

物品の販売による収益は、個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足されるため、その時点で収益を認識しております。

(12) 外貨換算

(a) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の換算により発生した為替差額は、その他の包括利益として認識しております。

(b) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レートで、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分される場合には、在外営業活動体の換算差額に関連する金額は、処分損益の一部として純損益に振り替えます。

(13) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式で計上しております。

(会計方針の変更にに関する注記)

当社グループは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の免除規定により前連結会計年度まで日本基準を適用しておりましたが、当連結会計年度よりIFRS第9号を適用しております。当社グループでは、免除規定に従って、移行日及び前連結会計年度の連結財務諸表にはIFRS第9号を遡及適用しておりません。

当社グループは、IFRS第9号を適用したことにより、適用開始日に金融資産の分類を次のとおりに変更しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- (i) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- (ii) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、当初認識時に公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、当初認識時に個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

公正価値で測定する負債性金融資産については、以下の要件をともに満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- (i) 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて資産が保有されている。
- (ii) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

また、IFRS第9号の適用により、当社グループは償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識する方法に変更しております。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初の認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクは著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

ただし、IFRS第15号から生じる重大な金融要素を含んでいない金融資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

IFRS第9号の適用に伴う金融資産及び金融負債の分類変更に基づく帳簿価額の変動等は次のとおりです。

日本基準からIFRS第9号への移行

(単位 百万円)

	注記	日本基準による期首残高	IFRS第9号適用により生じる影響					IFRS第9号適用による期首残高
			期首時点の公正価値測定	期首時点の実効金利法の適用	期首時点の引当金の設定	その他	影響の合計	
金融資産								
営業債権及びその他の債権	1,4,6	2,154,678	△137	△1,360	△13,026	26	△14,497	2,140,180
営業投資有価証券	3	35,957	2,464	—	—	—	2,464	38,421
投資有価証券	3,4	100,179	2,249	—	—	—	2,249	102,428
その他の金融資産	5	11,947	81	—	—	22	103	12,051
金融負債								
営業債務及びその他の債務		299,714	—	—	—	—	—	299,714
金融保証負債	2	7,396	—	—	△350	—	△350	7,045
社債及び借入金	6	1,956,979	14	△1,786	—	—	△1,771	1,955,207
その他の金融負債	5	20,599	6,133	—	—	—	6,133	26,733

	注記	IFRS第9号適用による期首残高	IFRS第9号適用による金融資産及び金融負債の分類				
			純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産	償却原価で測定する金融資産及び負債	金融保証負債
金融資産							
営業債権及びその他の債権	1,4,6	2,140,180	—	—	2,007	2,138,173	—
営業投資有価証券	3	38,421	38,421	—	—	—	—
投資有価証券	3,4	102,428	18,556	83,872	—	—	—
その他の金融資産	5	12,051	—	—	—	12,051	—
金融負債							
営業債務及びその他の債務		299,714	—	—	—	299,714	—
金融保証負債	2	7,045	—	—	—	—	7,045
社債及び借入金	6	1,955,207	5,014	—	—	1,950,192	—
その他の金融負債	5	26,733	6,813	—	—	19,919	—

2018年4月1日現在の金融商品の分類及び測定による当社グループの利益剰余金及びその他の資本の構成要素への影響は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

影響の内容	注記	利益剰余金	その他の 資本の構成要素
日本基準に基づいた期首時点の利益剰余金及びその他の資本の構成要素		344,291	35,913
償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産の予想信用損失に対する貸倒引当金の計上	1	△13,175	149
金融保証契約について予想信用損失に対する金融保証負債の計上	2	350	－
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産へ分類変更された金融資産の公正価値測定	3	5,642	△928
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産へ分類変更された金融資産の公正価値測定	4	－	△137
ヘッジ手段について日本基準の金利スワップの特例処理から公正価値で測定をした影響	5	－	△6,052
実効金利法適用による影響	6	△1,194	－
持分法適用会社についてIFRS第9号を適用した影響	7	△3,411	1,486
その他		△20	－
上記について税効果会計を適用した影響		2,661	2,138
IFRS第9号の適用による資本勘定に対する修正の合計		△9,148	△3,343
IFRS第9号に基づいた期首時点の利益剰余金及びその他の資本の構成要素		335,143	32,569

1. 償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産の
予想信用損失に対する貸倒引当金の計上
割賦売掛金、ファイナンス・リース債権などの償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産について、日本基準の過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引当金を計上する方法から、予想信用損失に基づく貸倒引当金を計上する方法に変更しております。その結果、「営業債権及びその他の債権」が13,026百万円減少するとともに、「利益剰余金」が13,175百万円減少し、「その他の資本の構成要素」が149百万円増加しております。
2. 金融保証契約について予想信用損失に対する金融保証負債の計上
金融保証契約について、日本基準の実績率に基づき貸倒引当金を計上する方法から、予想信用損失に基づく貸倒引当金を計上する方法に変更しております。その結果、「金融保証負債」が350百万円減少し、「利益剰余金」が同額増加しております。
3. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産へ分類変更された金融資産の公正価値測定
営業投資有価証券と投資有価証券の一部について、純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産へ分類をしております。その結果、「その他の資本の構成要素」が928百万円減少するとともに、帳簿価額が「営業投資有価証券」で2,464百万円、「投資有価証券」で2,249百万円増加し、「利益剰余金」も5,642百万円増加しております。
4. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産へ分類変更された金融資産の公正価値測定
投資有価証券の一部について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。
また、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産についても公正価値で測定した結果、「営業債権及びその他の債権」が137百万円減少し、「その他の資本の構成要素」も同額減少しております。

5. ヘッジ手段について日本基準の金利スワップの特例処理から公正価値で測定をした影響
日本基準において金利スワップの特例処理を行っていたヘッジ手段について、公正価値で測定を行った結果、「その他の金融資産」が81百万円増加するとともに、「その他の金融負債」が6,133百万円増加し、「その他の資本の構成要素」が6,052百万円減少しております。
6. 実効金利法適用による影響
社債及び借入金について実効金利法を適用しております。その結果、「社債及び借入金」が1,786百万円減少するとともに、その他の資産に含めていた社債発行費が1,620百万円減少し、「利益剰余金」が166百万円増加しております。
また、金利が発生する債権についても実効金利法を適用しております。その結果、「営業債権及びその他の債権」が1,360百万円減少し、「利益剰余金」が同額減少しております。
7. 持分法適用会社についてIFRS第9号を適用した影響
持分法適用会社についても、IFRS第9号を適用しております。その結果、「利益剰余金」が3,411百万円減少し、「その他の資本の構成要素」が1,486百万円増加しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 31,149百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 47,359百万円
その他の金融資産 11百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末残高	種 類	期末残高
営業債権及びその他の債権 (ファイナンス・リース債権)	20,000百万円	社債及び借入金 (債権流動化借入金)	20,000百万円
その他の金融資産 (差入保証金)	1,511百万円	その他の金融負債	1,903百万円
計	21,511百万円	計	21,903百万円

「債権流動化借入金」は、ファイナンス・リース債権の流動化に伴い発生した債務であります。
「差入保証金」は、資金決済に関する法律第14条第1項等に基づき、発行保証金等として供託しております。

4. 投資有価証券のうち3,082百万円については、株券賃貸借契約を締結しております。

5. 偶発負債

債務保証

提携金融機関が行っている個人向けローンに係る顧客	265,175百万円
提携金融機関が行っている絵画担保融資に係る顧客	54百万円
家賃保証事業に係る顧客	21,521百万円
G F I N S E R V I C E S (S) P T E . L T D .	1,064百万円
提携金融機関等が行っている不動産担保ローンに係る顧客	73,226百万円
提携金融機関が行っている住宅ローンに係る顧客	2,889百万円
計	363,931百万円

6. 貸出コミットメント

(貸手側)

当社グループは、クレジットサービス事業において、クレジットカード業務に附帯するキャッシングサービス及びカードローン業務を行っております。
当該業務及び関係会社に対する極度貸付における貸出コミットメントに準ずる貸出未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,153,470百万円
貸出実行残高	223,230百万円
差引額	3,930,239百万円

なお、上記の貸出コミットメントに準ずる契約においては、その殆どがクレジットカードの附帯機能であるキャッシングサービスとして当社の会員に付与しているものであるため、必ずしも貸出未実行額の全額が貸出実行されるものではありません。

(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約における貸出コミットメントに係る借入金未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	225,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	225,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他の費用

当社グループは、構築中であった共同基幹システムへの移行に係る一時費用を「システム移行費用」として3,299百万円をその他の費用に計上しております。

2. 事業利益

事業利益は、一定の調整項目を税引前利益に加減算することにより算出しております。

調整項目は、収益費用の性質や発生頻度等を考慮のうえ、当社グループが業績の有用な比較情報を提供し、事業が管理されている方法を適切に反映するとの判断に基づき決定しております。

また、調整項目の内訳は次のとおりであります。

調整項目（その他の費用）	5,517百万円
システム移行費用	3,299百万円
投資有価証券評価損（株式等）	1,266百万円
持分法投資に係る減損損失	506百万円
その他	445百万円
金融資産に係る実効金利法適用による調整額	951百万円
合 計	6,469百万円

なお、「金融資産に係る実効金利法適用による調整額」は、主に融資事務手数料や取引費用等の実効金利調整の取り消しであります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 185,444,772 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 額 の 総 額	1 株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2018年6月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	5,719百万円	35円00銭	2018年3月31日	2018年6月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配 当 金 額 の 総 額	1 株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2019年6月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	7,353百万円	45円00銭	2019年3月31日	2019年6月21日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、クレジットサービス事業、リース事業、ファイナンス事業、不動産関連事業、エンタテインメント事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、その一環として、金利スワップ等の活用によるデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主としてクレジットカード会員に対する割賦売掛金であり、会員の返済状況の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における割賦売掛金のうち、多くはクレジットサービス事業に対するものであり、当該事業を巡る経済環境（景気後退に伴う雇用環境、家計可処分所得、個人消費）等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、（営業）投資有価証券は、主に株式、投資信託及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパー等の有利子負債は、想定以上の金融情勢の変動や当社グループの格付けの引下げなど一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当社グループでは、これらヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する管理諸規程に従い、継続的な債権内容の健全化に努めており、与信限度額、信用情報管理、内部格付けなど信用管理に関する体制を整備し、運営しております。これらの与信管理は、定期的に取締役会等を開催し、審議、報告を行っております。（営業）投資有価証券は、ALM委員会において、信用情報や公正価値の把握を定期的に行うことで管理しております。また、長期貸付金は、関係部門が与信先の信用リスク状況などについて定期的にモニタリングを行っております。デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、契約不履行により生ずる信用リスクを回避するため、契約先を信用度の高い内外の銀行及び証券会社を相手として行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、取締役会において実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っております。日常的には関係部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度（ギャップ）分析等によりモニタリングを行っております。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

（営業）投資有価証券を含む投資商品については、ALM方針に基づき、投資案件について、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。また、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有している株式については、関係部門を通じて、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は関係部門を通じて、ALM委員会等において定期的に報告されております。

(iii) デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引に関しては、取締役会で定められた社内管理規程に基づき、予め取締役会で承認された取引総枠、ヘッジ比率の範囲内で、所定の手続きを経て関係部門が執行しております。なお、主たるデリバティブ取引の状況は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

また、連結子会社のデリバティブ取引については、各社が定めた管理規程に基づき行われております。取引期間中において、四半期ごとにデリバティブ取引と対応債権債務とのヘッジ状況、契約先、取引金額、残存期間、取引の公正価値を当社に報告することとしております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「営業債権及びその他の債権」、「社債及び借入金」、「金利スワップ取引」であります。

当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の合理的な予想変動幅を用いた当面1年間の損益に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、変動金利資産と変動金利負債の差額を金利ギャップ額として算定しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2019年3月31日現在、指標となる金利が1ベース・ポイント(0.01%)上昇したものと想定した場合には、税引前利益が23百万円減少し、1ベース・ポイント(0.01%)下落したものと想定した場合には、税引前利益が23百万円増加するものと把握しております。当影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の公正価値等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年3月31日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値	差額
資産			
営業債権及びその他の債権	2,393,197	2,478,814	85,617
営業投資有価証券	39,973	39,973	－
投資有価証券	91,553	91,553	－
その他の金融資産	11,916	11,916	－
合計	2,536,640	2,622,257	85,617
負債			
営業債務及びその他の債務	314,729	314,729	－
社債及び借入金	2,203,818	2,218,438	△14,619
その他の金融負債	28,441	28,441	－
合計	2,546,989	2,561,609	△14,619

金融商品の公正価値の算定方法は次のとおりであります。

資産

(1) 営業債権及びその他の債権

(a) 割賦売掛金

割賦売掛金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、公正価値は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フロー期間を算定し、信用リスク等を控除したものを市場利子率（リスクフリーレート）で割り引いて公正価値を算定しております。延滞が発生している一部の割賦売掛金については、連結決算日における帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が公正価値に近似していると想定されるため、当該価額をもって公正価値としております。

また、割賦売掛金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、公正価値は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を公正価値としております。

なお、将来の利息返還については、当該公正価値算定には反映しておりません。

(b) ファイナンス・リース債権

リース契約期間に基づく区分ごとに、元利金の将来キャッシュ・フロー期間を算定し、債務者の信用リスク等を控除したものを市場利子率（リスクフリーレート）で割り引いて公正価値を算定しております。

(2) 営業投資有価証券及び投資有価証券

営業投資有価証券及び投資有価証券の公正価値について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格や取引金融機関から提示された価格、又は裏付資産の価値から合理的に算定される価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合財産を公正価値評価できるものには公正価値評価を行ったうえ、当該公正価値に対する持分相当額を組合出資金の公正価値とみなして計上しております。非上場株式の公正価値は、類似会社の市場価格に基づく評価技法等を用いて算定しております。非上場株式の公正価値測定にあたっては、評価倍率等の観察可能でないインプットを用いております。

(3) その他の金融資産

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債及び借入金

(a) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(b) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(c) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、信用スプレッドの変動のみを公正価値評価しております。現時点での信用スプレッドについては、当社及び連結子会社が現時点での類似した条件で平均残余期間に相当する借入金の信用スプレッドを用いております。評価差額の算定方法は、信用スプレッドの変動による利息の差分を一定の期間ごとに区分し、各期間に相当する市場金利（リスクフリーレート）で割り引いております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて公正価値を算定しております。

(d) 社債

当社の発行する社債のうち、公募債の公正価値は、市場価格（日本証券業協会が定める公社債店頭売買参考統計値）によっております。当社の発行する私募債は、当社の主要取引銀行が相対で引受けたものであり、公正価値の計算は(c)長期借入金と同等の方法で算定しております。

(e) 債権流動化借入金

債権流動化借入金の公正価値は、当社の信用力の変動の影響を受けないと考えられることから、市場金利の変動による公正価値変動の影響のみを算定しております。一定の期間ごとに区分した当該債権流動化借入金の元利金の合計額を同様の債権流動化借入において想定される利率で割り引いて公正価値を算定しております。

(f) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出いたしますが、その公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) その他の金融負債

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金融保証負債

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローを算定し、債務者の信用リスク等を控除したものを現在価値に割り引いたものを公正価値としております。

なお、偶発負債の保証契約額は、372,237百万円であり、連結財政状態計算書上に金融保証負債として8,305百万円計上しており、公正価値は21,538百万円（資産）であります。

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項
当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、投資不動産を有しております。
2. 投資不動産の公正価値に関する事項
(単位 百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
56,683	74,842

- (注) 1.連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2.期末の公正価値は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 3,006円14銭
2. 基本的1株当たり当期利益 186円84銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(みずほ銀行との「包括的業務提携」の発展的な解消等に関する基本合意書の締結)

当社は、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」）、ユーシーカード株式会社（以下「ユーシーカード」）、株式会社キュービタス（以下「キュービタス」）との間で2004年12月24日付で締結した「包括的業務提携基本契約書」（その後の変更契約を含む）に基づき実施してきた包括的業務提携の発展的な解消等に向けた具体的な検討を進めることについてみずほ銀行と基本的な合意に達し、2019年2月22日の取締役会において、当該方針に係る基本合意書を締結することを決議し、同日付で同基本合意書を締結いたしました。

1. 会社分割による事業の承継

同基本合意書において、当社とみずほ銀行は、共同プロセッシング会社であるキュービタスを分割会社、ユーシーカードを承継会社とする会社分割（以下「本会社分割」）の実施に向けた具体的な検討を進める方針について合意いたしました。

(1) 本会社分割の目的

近年、キャッシュレス化の進展によるビジネスチャンスの拡大等、クレジットカード業界を取り巻く事業環境が大きく変化する中、各社が戦略自由度を上げて各々の事業目的を達成することの重要性が高まっております。

当社及びみずほ銀行は、これまで得られた両社協働による貴重な成果を活かしつつ、各社が戦略自由度を高めて事業成長を図る関係に移行することを目的として本会社分割を実施するものであります。

(2) 本分割の分割会社及び承継会社の名称、事業の内容及び規模（2019年3月31日現在）

	分割会社	承継会社
名 称	株式会社キュービタス	ユーシーカード株式会社
事業の内容	クレジットカード プロセッシング受託事業	クレジットカード事業
資本金の額	1 億円	5 億円
純資産の額	1 億円	657億円
総資産の額	677億円	3,586億円

(3) 会社分割する事業内容

キュービタスの事業である「当社関連事業領域」及び「ユーシーカード関連事業領域」のうち、「ユーシーカード関連事業領域」

(4) 本会社分割の方法

キュービタスを分割会社、ユーシーカードを承継会社とする吸収分割によります。

(5) 会社分割の時期

分割契約の締結 2019年7月（予定）

本会社分割の効力発生 2019年10月1日（予定）

2. 株式の譲渡

同基本合意書締結に関連して、当社は、2019年2月22日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるユーシーカードの株式を譲渡する基本方針を決定いたしました。当該譲渡にかかる最終契約を締結し、当該譲渡を実行した場合には、2020年3月期の連結業績における当該株式の譲渡による影響は軽微となる見通しです。一方、2020年3月期の個別決算（日本基準）においては、約188億円の関係会社株式売却益を計上する見込みです。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価については、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く） 定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く） 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェアについては利用可能期間（5年、10年又は15年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

割賦売掛金等の諸債権及びリース投資資産の貸倒損失に備えるため、一般債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てており、破産更生債権等については、回収不能見込相当額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度における負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(5) 商品券回収損失引当金

当社が発行する商品券等の未回収分について、一定期間経過後に収益計上したものに対する将来の引換請求に備えるため、過去の回収実績を勘案した必要額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証のうち提携金融機関が行っている個人向けローン等及び、家賃保証事業に係る債務保証について将来発生する危険負担に備えるため、将来発生すると見込まれる損失見込額を、実績率等を勘案して債務保証損失引当金として計上しております。

(7) ポイント引当金

クレジットカードの利用促進を目的としてカード会員に提供しているポイント制度における将来の交換費用の支出に備えるため、交換実績等に基づき将来発生すると見込まれる交換費用負担額を計上しております。

4. 収益の計上基準

収益の計上は次の方法によっております。

(クレジットサービス事業)

包括信用購入あっせん

顧客手数料

残債方式又は7・8分法

加盟店手数料

期日到来基準

カードキャッシング

残債方式

証書ローン

残債方式

業務代行

取扱高発生基準

クレジットサービス関連

個別信用購入あっせん

顧客手数料

残債方式又は7・8分法

加盟店手数料

期日到来基準

(リース事業)

リース

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

個別信用購入あっせん

7・8分法

(ファイナンス事業)

信用保証

残債方式

ファイナンス関連

各種ローン等

残債方式又は7・8分法

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (2) ヘッジ会計の処理
ヘッジ会計の要件を満たす取引については繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。また、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式で計上しております。但し、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、均等償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 割賦売掛金

割賦売掛金残高の内訳		期 末 残 高
部 門 別		
クレジットサービス事業		
包括信用購入あっせん		1,069,995百万円
カードキャッシング		218,007百万円
証 書 ロ ー ン		5,367百万円
業 務 代 行		110,083百万円
クレジットサービス関連		337百万円
リ ー ス 事 業		
リ ー ス		67,422百万円
ファイナンス事業		
信用保証		1,403百万円
ファイナンス関連		615,197百万円
計		2,087,817百万円

2. 割賦利益繰延

部 門 別	期 末 残 高	(うち加盟店手数料)
包括信用購入あっせん	6,300百万円	(6,010百万円)
クレジットサービス関連	31百万円	(9百万円)
リ ー ス	3,006百万円	(1百万円)
ファイナンス	0百万円	(0百万円)
計	9,339百万円	(6,020百万円)

3. 有形固定資産の減価償却累計額 11,637百万円

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末残高	種 類	期末残高
リース投資資産	20,000百万円	債権流動化借入金	20,000百万円
差入保証金	1,500百万円	その他（流動負債）	1,903百万円
計	21,500百万円	計	21,903百万円

「債権流動化借入金」は、リース投資資産の流動化に伴い発生した債務であります。

「差入保証金」は、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、発行保証金として供託しております。

5. 投資有価証券のうち3,082百万円については、株券貸借契約を締結しております。

6. 偶発債務

(1) 債務保証

提携金融機関が行っている個人向けローンに係る顧客	265,379百万円
提携金融機関が行っている絵画担保融資に係る顧客	54百万円
家賃保証事業に係る顧客	19,011百万円
G F I N S E R V I C E S (S) P T E . L T D .	1,064百万円
計	285,509百万円

(2) 連帯債務

会社分割により(株)コンチェルトに承継した預り保証金等に関し返還義務が生じた場合の債務について債権者に対し連帯債務を負っておりますが、負担割合は(株)コンチェルト100%とすることで同社と合意しており、貸借対照表に連帯債務の金額は計上しておりません。

なお、当事業年度末における連帯債務残高は、503百万円であります。

7. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示されているものを除く）

金 銭 債 権	103,642百万円
金 銭 債 務	85,307百万円

8. 貸出コミットメント

(貸手側)

当社は、主にクレジットサービス事業において、クレジットカード業務に附帯するキャッシングサービス及びカードローン業務を行っております。

当該業務及び関係会社に対する極度貸付における貸出コミットメントに準ずる貸出未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,429,082百万円
貸出実行残高	512,496百万円
差引額	3,916,586百万円

なお、上記の貸出コミットメントに準ずる契約においては、その殆どがクレジットカードの附帯機能であるキャッシングサービスとして当社の会員に付与しているものであるため、必ずしも貸出未実行額の全額が貸出実行されるものではありません。

(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	225,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	225,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 部門別取扱高

部 門 別	取 扱 高	(うち元本取扱高)
クレジットサービス事業		
包括信用購入あっせん	4,788,537百万円	(4,787,835百万円)
カードキャッシング	242,980百万円	
証 書 ロ ー ン	5,706百万円	
業 務 代 行	3,014,831百万円	
クレジットサービス関連	25,752百万円	(25,730百万円)
リ ー ス 事 業		
リ ー ス	115,589百万円	(114,167百万円)
ファイナンス事業		
信 用 保 証	114,277百万円	
ファイナンス関連	506,356百万円	
不動産関連事業		
不 動 産	22百万円	
計	8,814,054百万円	

2. 関係会社との取引高

営 業 収 益	25,984百万円
営 業 費 用	30,135百万円
営業取引以外の取引高	2,577百万円

3. システム移行費用

システム移行費用は、構築中であった共同基幹システムへの移行に係る一時費用であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

22,034,232株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

ソフトウェア	429百万円
資産除去債務	101百万円
投資有価証券	1,091百万円
関係会社株式	4,846百万円
貸倒引当金	14,596百万円
利息返還損失引当金	4,976百万円
未払費用	240百万円
未払事業税	222百万円
ポイント引当金	32,139百万円
債務保証損失引当金	2,424百万円
その他の引当金	567百万円
長期前受収益	181百万円
繰延ヘッジ損失	184百万円
その他	2,021百万円
繰延税金資産小計	64,023百万円
評価性引当額	△21,030百万円
繰延税金資産合計	42,993百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	11,778百万円
繰延税金負債合計	11,778百万円
繰延税金資産の純額	31,214百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15%
住民税均等割	0.29%
受取配当金等の益金不算入	△2.27%
評価性引当額の増減	0.17%
その他	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.27%

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位 百万円)

種類	会社名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)セゾンファン デックス	直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注1)	17,400	関係会社 短期貸付金	81,800
子会社	(株)アトリウム	直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注1)	10,900	関係会社 短期貸付金	154,130
				利息の受取 (注1)	2,690	関係会社 長期貸付金	34,270
子会社	(株)キュービタス	直接 51.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注1)	9,800	関係会社 短期貸付金	31,400
関連 会社	(株)セブンC S カ ードサービス	直接 49.0%	役員の兼任	加盟店精算及び 割賦売掛金の回収 (注2)	726,690	割賦売掛金	43,186
関連 会社	ユーシーカード (株)	直接 31.0%	役員の兼任	加盟店精算及び 割賦売掛金の回収 (注2)	1,203,390	買掛金	72,253
						未収入金	6,444

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.貸付の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

2.加盟店精算及び割賦売掛金の回収に係る委託料は、市場価格等を勘案して決定しております。

3.取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,493円92銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 158円35銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(カード発行費に係る会計処理)

当社は、今後の新たな消費機会の提供に向けたデータベースマーケティングに取り組んでおり、新システムリリースを契機に、より多くの情報を蓄積できるICカードのデータベースマーケティングへの活用や、ICカード発行の環境が整ったことにより、ICカードへの切替及び更新前倒しの方針を決定いたしました。

従来はクレジットカードの発行費用について、発行時に一括費用処理しておりましたが、ICカードによって保有・蓄積される利用動向等の情報量が増加し、データベースマーケティングへの活用が促進される環境になったこと、さらにセキュリティ面の向上によるキャッシュレス化の推進により、ICカードに係る資産価値の向上が明らかになったことから、当事業年度よりICカードの発行費については資産として計上し、カードの有効期間にわたって償却することとしております。

この結果、従来の方法と比較して、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,735百万円増加しております。

(みずほ銀行との「包括的業務提携」の発展的な解消等に関する基本合意書の締結)

連結注記表の21ページをご参照下さい。